

⑧ 年末調整・確定申告の社会保険料控除について

年末調整や確定申告の際に、当該年の国民健康保険税（国保税）の納付額は、社会保険料控除の対象となります。平成30年中に納付された国保税の納付額（納付書および口座振替分）について、「所得申告参考資料」を平成31年1月下旬に送付します。

なお、年末調整のために参考資料（国保税納付額連絡票）が早めに必要な場合は、次のとおり申請してください。

○電話で申請する場合

国保税納付額連絡票をご自宅に郵送します。電話での納付額の回答はできません。

○保険年金課（市民窓口課）窓口で申請する場合

納税義務者（世帯主）または同一世帯の方には、窓口で「国保税納付額連絡票」を発行します。本人確認できるもの（運転免許証または保険証等）をご持参ください。

※国保税は世帯主課税のため、市役所で加入者個人ごとの納付額はお知らせできません。実際に国保税を納付された方（負担された方）が社会保険料控除として申告することができます。

※特別徴収（年金天引き）されている国保税は、その年金を受給している方が控除を受けられます。公的年金の源泉徴収票をご確認のうえ、申告してください。

問 国保税納付額連絡票について：保険年金課（内線 140）

税の申告および控除について：税務課（内線 113）

⑨ シルバー人材センターの特別入会説明会を開催します

高齢などで、除草作業が出来なくて困っている方から、シルバー人材センターへの依頼が増加していますが、センターで対応できる会員が減少していることから、特別入会説明会（除草作業）を開催します。60歳以上で体力に自信のある方、ぜひご参加ください。

日時 12月5日（水）午後1時30分～3時

※毎月第3金曜日にも入会説明会を開催しています。

場所 シルバー人材センター会議室（笠間市石井717）

問 （公社）笠間市シルバー人材センター TEL 0296-73-0373

⑩ 放課後児童クラブ冬休み一時入所を受け付けます

各小学校の児童クラブでは、定員に空きがある場合に、12月22日（土）から平成31年1月5日（土）の冬休み期間中、家庭で保育できない児童をお預かりします。

※日曜・祝日および年末年始期間12月29日（土）～1月3日（木）は除く。

入所基準 共働き、疾病・障害等、家族の看護・介護、出産、その他特別の理由

申込方法 申込書および保育できない証明書等（保護者数分）に必要事項を記載の上、窓口で直接お申し込みください（FAX、郵送は不可）。必要書類は子ども福祉課、各支所福祉課に用意してあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。（トップページ⇒「放課後児童クラブ」で検索）

※定員の空き状況および申込み状況により選考を行い、結果を通知します。

申込期限 12月7日（金）

【受け入れ不可の児童クラブ】笠間小、稲田小、大原小、宍戸小、岩間第一小

この場合は、受け入れ不可となっていない他の児童クラブまたは、下記の民間児童クラブをご利用ください。

【民間児童クラブ】がくどうかさま（笠間）TEL 0296-78-4121 民間学童すまいる（鯉淵）TEL 0296-77-6608
アフタースクールケアキズナバ（鯉淵）TEL 0296-85-6631

申 子ども福祉課、各支所福祉課

問 子ども福祉課（内線 164）